

間伐や造林などに関する支援制度（令和8年度）

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。

森林の手入れを中心にお考えの方

○保育間伐など

・造林事業（森林環境保全直接支援事業）

県が定めた標準単価の68%など

・みどりの環境整備支援事業

定額59,000円/ha（公益林保全整備）

定額20,000～30,000円/ha（多様な森づくり整備）

○搬出間伐など

・みどりの環境整備支援事業

定額80,000円/ha（多様な森づくり整備）

県独自の加算事業

○再造林など

・再造林等支援事業（造林事業と同時申請）

県が定めた標準単価の18～23%など

（造林事業等と組み合わせて最大で95%）

○保育間伐など

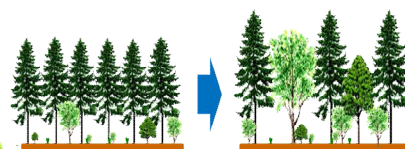
・みどりの環境整備支援事業

18,000～30,000円/ha（森林吸収源整備）

※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が増進します。



施業を集約し間伐等を推進



○耕作放棄地への新規植林についても、補助の対象となります。

間伐材の搬出を中心にお考えの方

○搬出間伐

・造林事業（森林環境保全直接支援事業）

県が定めた標準単価の68%など

・木材安定供給推進事業

県が定めた定額単価以内（搬出材積による）

・みどりの環境整備支援事業

81,000～122,000円/ha（森林整備）

再造林をお考えの方

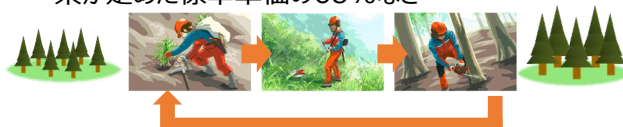
○再造林など（鳥獣害防止施設含む）

・造林事業（特定機能回復事業）

県が定めた標準単価の72%など

・造林事業（森林環境保全直接支援事業）

県が定めた標準単価の68%など



上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課（森林整備担当）：088-821-4602
 安芸林業事務所：0887-34-1181 中央東林業事務所：0887-53-0657
 嶺北林業振興事務所：0887-82-0162 中央西林業事務所：088-893-3612
 須崎林業事務所：0889-42-2371 幡多林業事務所：0880-35-5977

もしくは、森林の所在する市町村、又は森林組合までお問い合わせください。